



タダの時代

今の若者は、高齢者の域に入った団塊世代800万人の老人軍団と違って、実に賢い。

彼らは、自分中心に物事を判断する。

自宅から通勤し、給与は全て自分のために使う。

預金する必要もない。

食事は母親が作ってくれ、父親は娘にドライブレコーダーやバックモニター付きの車を買って与える。

少子化の中で育った彼らは、蝶よ花よと育てられた。

一人っ子同士の結婚には、2件の家かマンションが付いてくる。

それを相続し、片方の家は売り、片方の家に住む。

家を買うために、せこせこ働くことはしない。

全てタダで手に入るからだ。

お金があるのにNHKの受信料も払わない。

新聞は購読する意思さえない。

テレビも見ない。

固定電話は両親の死と同時に解約。

彼らは、スマホやパソコンを駆使し、必要な情報を入手する。

この度のLINE(無料通信アプリ)上場が示すように、これからの市場はタダの時代がくる。

今の青年たちは賢い。

オヤジたちの時代は終わった。

市場は激変するぞ！！



情報提供: 特別情報紙

国土交通省／工事請負契約、引き渡し時点の消費税率適用を／業界団体に通告

現行法に基づく消費税率の扱い



国土交通省は、建設工事の請負契約での消費税率の取り扱いに関する文書を、土地・建設産業局建設業課長名で建設業105団体に13日付で通知した。

消費税率を10%に引き上げる時期の変更について8月24日に閣議決定されたものの、消費税率の一部改正に関する現行法が改正されていないための措置。

現行法で10%が適用される場合でも改正状況を留意しつつ、引き渡し時点での消費税率を適用した契約内容になるよう求めた。

消費税率の10%への引き上げは、現行法で17年4月1日に施行すると規定されている。
契約期間の長い建設工事の請負契約は、施行日の半年前となる10月1日を「指定日」に設定。

その前日(9月30日)までに請負契約を締結した場合、引き渡しが17年4月1日以降でも税率8%を適用する経過措置が設けられている。

8月24日の閣議決定によって、10%への引き上げ時期は17年4月1日から19年10月1日に変更。経過措置の指定日も10月1日から19年4月1日に変更されることになった。

だが現時点では、閣議決定を踏まえた法改正が行われていない状況となっている。
国土交通省では現行法で税率10%が適用される場合(10月1日以降に請負契約を締結し17年4月1日以降に引き渡す)、法改正の状況に留意しながら、引き渡し時点の消費税率を適用した契約内容になるよう適切な対応を要請した。

情報提供: 建設工業新聞